

●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年3月15日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦
同 武田宏之

1 監査対象機関

総務企画課
財務課
財産契約課
計画課
技術管理室
浄水課
工務課
水質管理課
高松事務所
丸亀事務所
坂出事務所
善通寺事務所
土庄事務所
小豆島事務所
府中事務所

2 監査対象期間

平成30年4月1日から平成30年8月末日まで

3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査実施期間

平成30年9月18日から平成30年12月19日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理においては、次のとおりである。この他、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

財産の管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては、指摘事項及び指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じた時は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、本年は企業団事業開始初年度であることから、事務処理等の手続きにおいて、企業団の方針及び規則等の構築及び適用が図られていない状況が見受けられた。

今後は、構成団体の動向に留意しつつ、企業団としての方針及び規則の構築に努めるとともに、その適用について、周知徹底を図られたい。

(2) 指摘事項

水道料金の徴収に係るつり銭について、私費で立替えを行っていた。(小豆島事務所)

(3) 指導事項

ア 単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあつた。(善通寺事務所)

イ 検査機器の保守業務委託について、複数の業者が対応可能であるにもかかわらず、当該機器の納入業者を指名しての単独随意契約を行っていた。(水質管理課)

ウ 貼付すべき収入印紙の金額が誤っているものがあつた。(水質管理課)

エ 郵便切手類(駐車券等、金券含む)の保管枚数と、郵便切手受払簿の枚数に不一致があつた。(高松事務所/善通寺事務所)